

令和2年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市教育委員会教育長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年3月3日

徳島市監査委員	稲	井	博
同	藤	原	晃
同	岡	南	均
同	岸	本	和代

徳島市監査委員 殿

徳島市教育委員会  
教育長 松本賢治

令和2年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和3年2月2日報告分）に基づく措置状況

教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 所管部課では、利用料金の承認決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。	1 今後は事務決裁規程に基づき、適正に事務処理を行います。
2 所管部課では、指定管理料の支出に係る年度協定書締結の決裁権者が適正でないものがあった。 (公益財団法人 徳島市体育振興公社)	2 今後は事務決裁規程に基づき、適正に事務処理を行います。
3 指定管理業務に係わる経理とその他業務（法人等の固有業務）に係わる経理が区分されていないものがあった。	3 管理運営業務仕様書に基づき、指定管理業務に係わる経理とその他業務（法人等の固有業務）に係わる経理の区分を適正に行うよう、指定管理者に指示しました。
4 所管部課では、利用料金の承認決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。 (一般財団法人 徳島市体育協会)	4 今後は事務決裁規程に基づき、適正に事務処理を行います。
5 所管部課では、利用料金の承認決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。 (徳島県ライフル射撃連盟)	5 今後は事務決裁規程に基づき、適正に事務処理を行います。